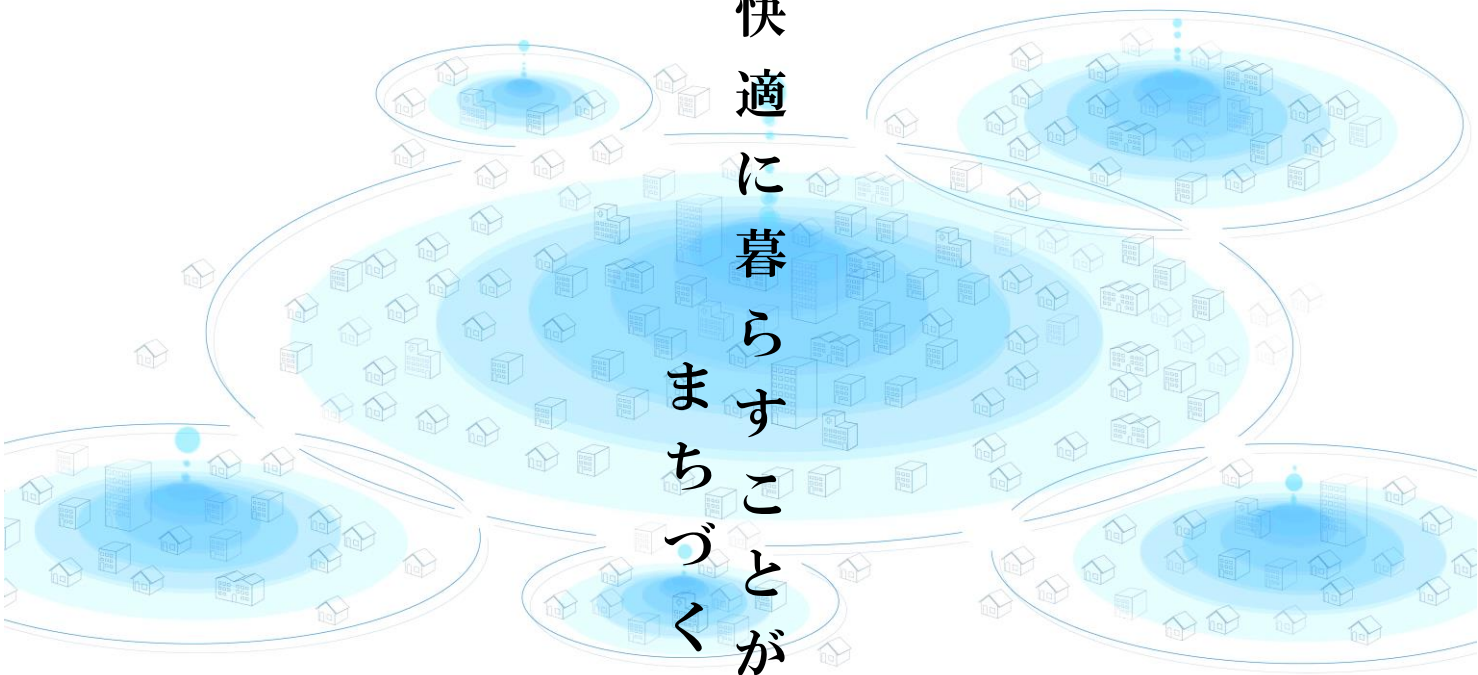


富山市都市機能立地促進事業補助金

安心快適に暮らすことができるまちづくりに向けて



（参考）富山市立地適正化計画とは

■立地適正化計画とは

人口減少や少子・高齢社会を見据え、鉄軌道などの公共交通の活性化を図り、その沿線に居住や商業、医療などの都市機能を誘導することで、人口や市街地の拡大を抑えながら、持続可能な都市を実現するための計画です。

■方針

立地適正化計画では、本市の目指す「コンパクトなまちづくり」を更に進めるため、「地域の拠点」などの将来像を大きく4つに分類して、居住や都市機能の誘導を行うこととしています。

立地適正化計画において本市が目指す望ましいまちの将来像

■都市地区

- ・商業、業務、芸術文化、娯楽、交流など市民に多様な都市サービスと都市の魅力、活力を創出する本市の「顔」にふさわしい広域的な機能が充実している。
- ・居住者のための日常生活に必要な都市機能も充実している。
- ・商業・業務機能が集積し、就業の場が充実している。

■駅やバス停などの徒歩圏

- ・鉄道駅やバス停を中心とした徒歩圏において、最寄り品の購入など日常生活に必要な都市機能が概ね立地している。

■地域生活拠点

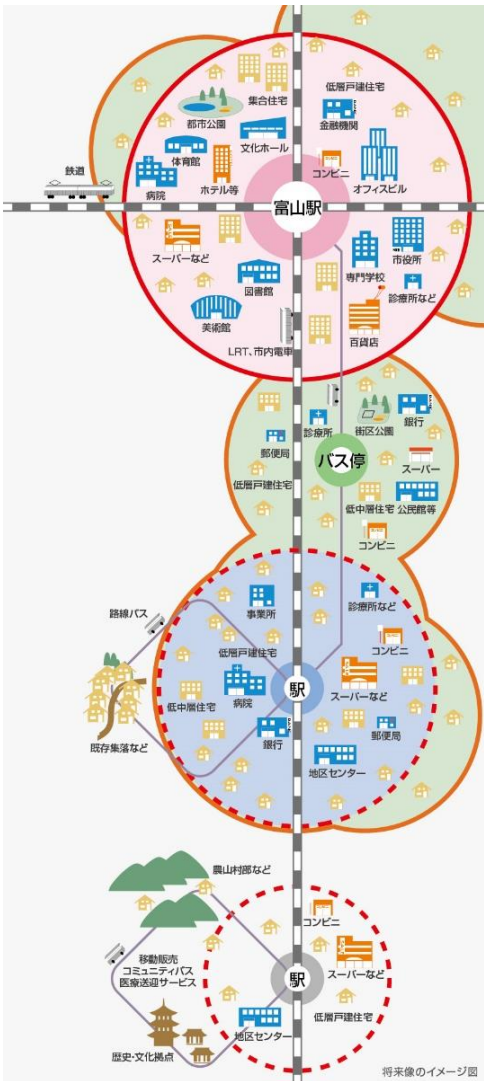
- ・地域生活拠点の圏域住民の最寄り品の購入や医療、金融サービスなど日常生活に必要な都市機能が充実している。

■地域生活拠点(都市計画区域外)

- ・地域生活拠点の圏域住民の最寄り品の購入や医療、金融サービスなど日常生活に必要な機能が生活交通や各種サービスの維持確保によって享受できる。

■計画の内容

各地域の拠点などに、居住を誘導する「居住誘導区域」と都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」を定め、居住および医療、福祉、商業施設などの日常生活に必要な都市機能を計画的に誘導します。



（参考）その他の支援

富山市商工業振興資金融資制度も併せて活用できます。融資要件など詳しくは、商工労政課へお問い合わせください。

・運転資金

資金使途：運転資金（商品仕入、買掛金決済、諸経費支払、その他）
融資限度額：2,000万円
融資期間、償還方法：5年以内の元金均等月賦償還（6か月以内の措置含む）
実質利率：年1.05%（融資率1.75%、市助成率0.70%）

・設備投資支援資金

資金使途：設備資金（用地の取得・造成費は対象外）
融資限度額：1億円
融資期間、償還方法：10年以内の元金均等月賦償還（1年以内の措置含む）
実質利率：年0.50%（融資率2.00%、市助成率1.50%）

・創業者支援資金

資金使途：運転資金、設備資金（用地の取得・造成費は対象外）
融資限度額：1,000万円（事業費の80%以内）
融資期間、償還方法：5年以内の元金均等月賦償還（1年以内の措置含む）
実質利率：年0.30%（融資率1.80%、市助成率1.50%）

【お問合わせ先】

富山市商工労働部 商工労政課 商工業振興係 電話：076-443-2070

お問合わせ先

富山市活力都市創造部 都市計画課（市役所東館6階）
住所：富山市新桜町7番38号 電話：076-443-2243

本市では、急激に進むと見込まれている人口減少や高齢化によって、一定の人口集積によって支えられてきた医療・福祉・商業などの生活サービスの提供が今後、困難になると予想されています。そうした中においても、日常生活に必要な都市機能が身近に維持・確保され、今後も高齢者や子育て世代にとって、安心で快適な生活環境を実現し、財政面を含め持続可能な都市経営を行うため、平成29年3月に富山市立地適正化計画を作りました。

この補助金は、富山市立地適正化計画に基づき、商業施設が不足する地域に商業施設を誘導することを目的に、新規出店を行う事業者を対象とした支援制度です。

富山市都市機能立地促進事業補助金の概要

趣 旨

この事業は、「富山市立地適正化計画」で誘導施設として位置付けた商業施設が不足する地域において、商業施設を誘導することを目的に、商業施設を新規出店する事業者へ施設整備に係る費用の一部を支援するもの。

補助対象者

補助対象区域内において、誘導施設として位置付けたスーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストアなどの商業施設を新規出店する事業者

【補助要件】

- ・補助対象区域内において同種の施設が立地していないこと。
 - ・商業施設の営業開始から10年以上営業を継続すること。
- 上記要件に違反した場合、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に支払われた補助金の一部又は全額について返還を求めることがあります。

補助対象施設・補助率・限度額

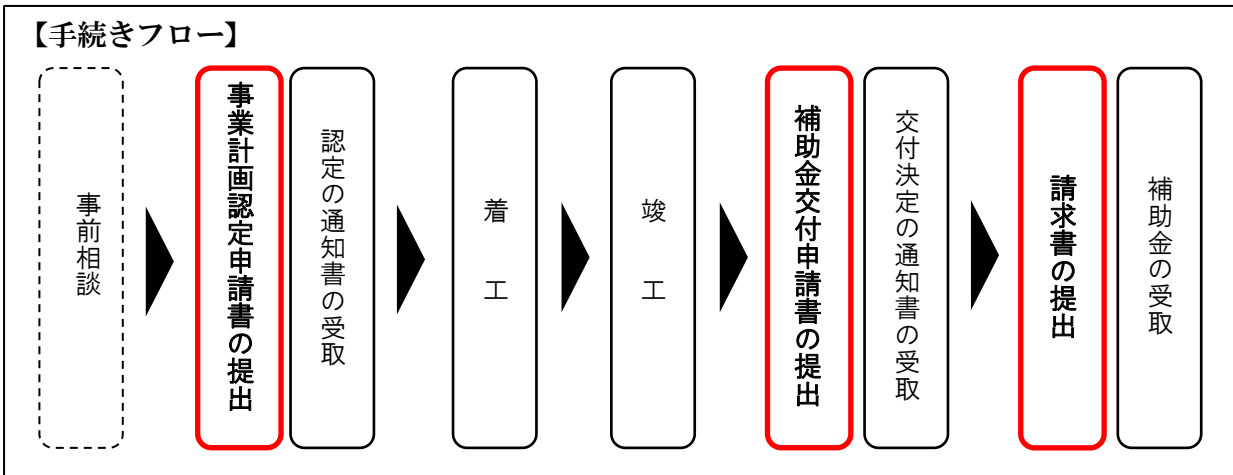
日常生活に必要な商業施設で地域に立地がない施設 (令和7年1月時点)

施設名	補助率	補助限度額	対象地域	備考
スーパーマーケット※2 生鮮食料品を扱うドラッグストア※3	施設整備費※1 の1／2	1億円	細入地域	
ドラッグストア※4		5,000万円	細入地域	
コンビニエンスストア※5		2,000万円	細入地域	

- ※1 土地取得、造成、建設、改装、店舗内機材購入に係る費用
※2 経済産業省の商業統計における業態分類で定義された総合スーパー、食料品スーパー
※3 食料品の売場面積が250㎡以上で、かつ、生鮮食料品を含む経済産業省の商品分類番号の上位2桁で食(58)に分類する商品を70%以上扱うドラッグストア
※4 経済産業省の商業統計における業態分類で定義されたドラッグストア
※5 経済産業省の商業統計における業態分類で定義されたコンビニエンスストア

補助金交付の流れ

- ・補助金の交付には、事業計画の認定手続きが必要です。
- ・補助対象となる場合は、事業計画認定申請書に必要な書類を添付して提出してください。
- ・事業計画認定申請の前に事前相談が必要となりますので、お早めにご相談ください。



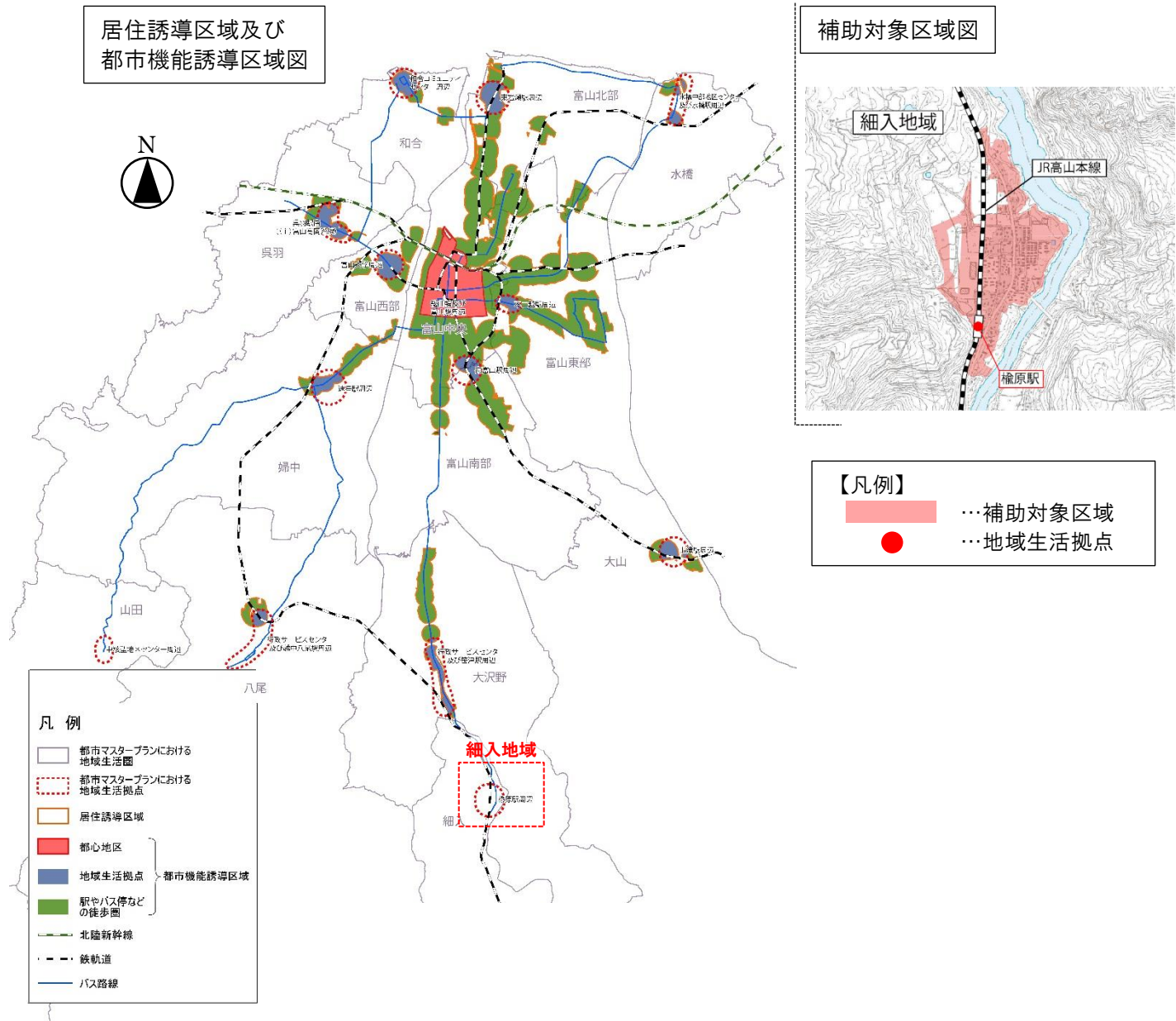
補助対象区域

日常生活に必要な商業施設が不足する地域で以下の要件を満たす区域。

- ① 細入地域：地域生活拠点から概ね半径1km以内の森林地域※6と農用地区域※7を除く区域。

※6 国土利用計画法第9条第2項第3号による森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は、森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域。

※7 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域。



申請書式及び要綱

富山市都市機能立地促進事業補助金の申請書式及び要綱については、富山市ホームページにおいてダウンロード・確認することができます。

○「富山市都市機能立地促進事業補助金」と検索ください。